

排熱発電コンソーシアムのご案内

2021年7月

排熱発電コンソーシアム

事務局

はじめに

排熱発電コンソーシアム設立の経緯は、前身である、「環境対応型熱電変換技術研究会」において、環境低負荷型熱電発電材料 Mg₂Si の実用材料開発の成功、および発電モジュールの試作を継承し、排熱発電の研究活動を支援すると共に、普及と実用化を目指して 2009 年に設立された沿革を持ちます。現在、排熱発電コンソーシアムは、

- (1) 熱電変換型排熱発電に関するマッチングの場の提供
- (2) 国内外における開発動向情報収集および提供
- (3) 産学公による共同プロジェクトの支援および推進
- (4) 知的財産権の実施許諾
- (5) 研究・開発成果の普及並びに実用化の促進

の機能を有しています。本コンソーシアムで扱う技術開発分野は、「熱電発電原料」「発電デバイス・低損失電力変換」「発電システム・熱電池」に大別される開発項目があり、これら技術分野に直接的、間接的に関与する要素技術を有するメンバーにより技術・ビジネスパートナーシップに資するワーキンググループ(WG)が構成され、共同研究開発の実施、成果の知財化、海外企業、プロジェクト申請・推進が行われています。

地球環境の保全に貢献できる手段である排熱発電を、是非我々と一緒に検討してみませんか。

本コンソーシアムを各社様の出会いの場として活用していただけたら幸いです。

御問い合わせは下記へお願い致します。

会長

東京理科大学 先進工学部マテリアル創成工学科 教授 飯田努

TEL : 03-5876-1417 E-mail : iida_lab@mac.com

事務局

排熱発電コンソーシアム事務局 藤原好恵

TEL : 080-2237-9981 E-mail : wasteheatconso_secrf@me.com

排熱発電コンソーシアム会則

第1章 総則

第1条（名称）

排熱発電コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）と称する。
英文名を Waste Heat Recovery Technology Consortium of Japan と称する。

第2条（事務局）

コンソーシアムは、事務局を東京都葛飾区新宿6-3-1
東京理科大学 先進工学部マテリアル創成工学科 飯田研究室内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本コンソーシアムは、環境対応型熱電変換技術研究会の目的を継承し、排熱発電の研究活動を支援すると共に、普及と実用化を目指す。世界の省エネルギー対策の一助として産学共同研究の推進を図る。

第4条（事業）

1. コンソーシアムの事業として、研究報告会・交流会・講演会・見学会等を随時開催し、市場・技術調査を行う。
2. コンソーシアム会員同士での共同研究を支援し、産学共同研究の推進を図る。
3. コンソーシアム会員同士での共同研究については原則半年ごとにコンソーシアム内で成果報告を行う。
4. コンソーシアムは、第30条に定める知的財産権の実施許諾を図り、排熱発電の研究成果の普及並びに実用化を促進する。

第5条（活動期間）

コンソーシアムの活動期間は、令和7年3月末迄とし、必要により短縮若しくは延長できるものとする。

第3章 会員

第6条（会員）

コンソーシアムの会員は、正会員（法人）と特別会員とで構成するものとする。

ただし、特別会員は、会の目的に賛同する学識経験者等とする。

第7条（入会）

1. コンソーシアムの正会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書により事務局に申込、役員会の承認を受け、認められた月から入会したものとする。
2. 特別会員は会員の推薦により、役員会が承認後、特別会員を委嘱し入会したものとする。

第8条（会費）

正会員は、下記の会費を納入するものとし、年会費の納期は毎年4月末日とする。

法人 入会金 10万円 年会費 20万円

なお、特別会員の入会金および年会費は免除とする。

第9条（会員資格の喪失）

次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の決定により会員の資格を喪失する。

- (1) 法人・団体が解散または消滅したとき。
- (2) 年会費を相当期間滞納したとき。
- (3) 会則に違反し、もしくはコンソーシアムの品位を著しく損ねたとき。
- (4) 退会を申し出たとき。
- (5) 役員会により会員資格喪失の勧告を受け、それに同意したとき。

第10条（退会）

正会員が退会する場合は、所定の退会届けを提出するものとする。正会員が会費を滞納した場合、事務局より文書にて督促した後、1ヶ月を経過してもなお支払いが行われない場合は、退会処分とする。

第11条（会費等の不返還）

正会員が既に納入した入会金及び年会費は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

第4章 役員

第12条（役員の種別及び人数）

コンソーシアム内に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査役 1名
- (4) 事務局長 1名

- (5) 事務局長代理 4名
- (6) 知財担当 1名

第13条（役員を選出）

役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長はコンソーシアムに所属する会員の互選により選任され、後任は会長が指名し、総会の承認を得る。
- (2) 副会長は、正会員の内から会長が指名し、総会の承認を得る。
- (3) 監査役は、会員の内から選任され、総会の承認を得る。
- (4) 事務局長及び事務局長代理は、正会員の内から会長が指名し、総会の承認を得る。
- (5) 知財担当は、会員の内から会長が指名し、総会の承認を得る。但し、知財担当を他の役員が兼務することができる。

第14条（役員の職務）

役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じその職務を代行する。
- (3) 監査役は、コンソーシアムの会務を監査する。
- (4) 事務局長は、コンソーシアムの円滑な運営に必要な業務を執行する。
- (5) 事務局長代理は、事務局長の指示を受け事務局長業務を代理する。
- (6) 知財担当は、コンソーシアムに係る知財関連業務を統括する。

第15条（役員会）

- 1. コンソーシアムに、会長、副会長、監査役、事務局長、事務局長代理および知財担当からなる役員会を置く。
- 2. 役員会は、会員の入会・退会、臨時総会の開催及び会則（実施のための規定を含む）の変更及びコンソーシアムの重要事項について審議し決定する。但し、総会の決定・承認事項については総会の決定・承認に委ねる。

第16条（役員の任期）

役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

第17条（役員の報酬）

役員は無報酬とする。ただし、コンソーシアムの日常業務に必要な経費の実費を支払う。

第5章 総会

第18条（種別及び構成）

1. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2. 総会は、正会員と特別会員で構成する。

第19条（開催）

1. 通常総会は、毎年7月に開催する。
2. 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が開催を必要とした場合、
 - (2) 役員会が開催を必要とした場合、
 - (3) 正会員の三分の一以上の会員より、会議の目的たる事項を示した書面にて、会長に臨時総会開催の請求があり、役員会の承認を得た場合、

第20条（招集）

1. 総会は、会長が招集する。
2. 会長は、第19条により、臨時総会の開催請求があったときは、請求の日から60日以内に臨時総会を招集する。
3. 総会及び臨時総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び議決事項を記載した書面をもって、総会の7日前までに通知する。

第21条（議長）

総会の議長は、会長または会長の指名したものがこれにあたる。

第22条（定足数）

総会は、正会員の過半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第23条（議決事項）

総会における議決事項は、第20条の規定によってあらかじめ通知した事項に限るものとする。総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則（実施のための規定を含む）の変更の承認
- (2) 解散
- (3) 事業計画（予算・運営方針等）
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 会長、副会長、監査役、事務局長、事務局長代理、知財担当の選任および承認
- (6) その他、運営に関する重要事項

第24条（議決）

1. 議決は、出席した正会員の過半数（委任状を含む）を要する。
2. 第23条（2）の議決には、正会員の過半数の同意を要する。
3. 正会員、役員は各々1票の議決権を有し、役員でない特別会員は議決権を有しない。
4. 緊急な場合、総会の議決は、ファックス、メールなどによる正会員の明確な意思表示

示によって代えることができる。

第6章 資産及び会計

第25条（資産の構成）

コンソーシアムの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び年会費
- (2) 寄付
- (3) 資産から生じる収入
- (4) その他の収入

第26条（資産の管理）

コンソーシアムの資産は、コンソーシアム事務局長が管理する。

第27条（事業年度）

コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第28条（事業報告及び収支決算）

コンソーシアムの事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、監査役の承認および通常総会の議決を得るものとする。

第7章 知的財産

第29条（知的財産権の取得）

1. 会員は熱電変換の研究成果について、排熱発電の実用化と普及を達成するために有効な知的財産権の取得に努める。
2. 前項1. に関する詳細な手続き等については、「排熱発電コンソーシアムの知的財産に関する規定」を別途定めるものとする。

第30条（知的財産権の実施許諾）

1. 会員は、自己が所有する第3項に記載の知的財産権（出願中のものを含む）について、他の会員もしくは、会員以外の第三者から実施権を希望するとの申し出があった場合には、排熱発電の実用化と普及を達成するために、許諾相手からも同等な条件で実施権許諾を得ること（互惠主義）に基づき、原則として、適正な条件で実施権を許諾するものとする。

但し、実施権の許諾が、当該知的財産権の権利者の利益に著しく反する、又はコンソーシアムの目的に沿わない等、正当な理由があると役員会が認めた場合には、こ

の限りではない。

また、本条第3項(2)号に記載の知的財産権については、権利者の会員から実施権許諾適用の除外の申し出があった場合、原則として、適用外とするものとする。

2. 前項1. に関する詳細な手続き等については、「排熱発電コンソーシアムの知的財産に関する規定」に別途定めるものとする。
3. 知的財産権(出願中のものを含む)とは、排熱発電に用いる熱電変換技術あるいはその実用化技術に関する次のものを言う。
 - (1) 会員が、第32条で定義する秘密情報を利用したことにより、単独でまたは他の会員もしくは会員以外の第三者との協働で得られた着想から生じた知的財産及び知的財産権並びにその改良技術である知的財産権。
 - (2) 会員が、入会后、他の会員との協働により得られた着想から生じた知的財産及び知的財産権並びにその改良技術である知的財産権。
 - (3) 会員が、前(1)項及び(2)項以外に、その会員単独及び他の会員並び/または会員以外の第三者との間で生じた知的財産及び知的財産権並びにその改良技術である知的財産権であって、本条の適用を受けたいと要望する知的財産及び知的財産権。

なお、前記(1)号および(2)号において、技術ノウハウ以外の製品スペックのような営業上の情報に基づいて生じた知的財産及び知的財産権並びにその改良技術である知的財産権については適用されない。

第31条(知財委員会)

1. 役員会は、前記第29条、30条およびコンソーシアムにおける知財に関する諸問題に対応し、解決を図るために、必要に応じ、知財委員会を設置し、対応、処理について諮問する。

知財委員会は、知財担当を委員長とし、当該問題に係る役員・会員から構成され、随時開催され、当該問題への対応、処理について、役員会に答申する。
2. 役員会は、随時コンソーシアムの内外から専門家・エキスパート(知財専門家)を選任し、特定の業務を委託することができると共に、必要に応じて前記第1項に記載の知財委員会に参加させることができる。

第32条(守秘義務)

1. 会員は、コンソーシアムの活動を通じて開示を受け又は知得した他の会員が所有する有益な知的財産(営業情報、トレードシークレットならびに研究活動において生じた知的財産権等)に関する秘密の情報等(以下、「秘密情報」という)については、開示を受け又は知得した後、5年間は善良なる管理者の注意義務をもって秘密に管理し、事前に情報開示者の書面による承認を得た場合を除き、第三者に対し開示しない義務(以下「守秘義務」という)を負う。ただし、次の各項に該当する情報はこの限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (2) 開示を受け又は知得した後、自己の責によらず公知となった情報
 - (3) 開示を受け又は知得した際、既に自己が所有していたことを証明できる情報
 - (4) 開示者が開示を承認した情報、又は正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 開示を受け又は知得した情報によらず、独自に開発・取得したことを証明できる情報
 - (6) 政府機関の要求により正当な開示義務を負う情報
2. 会員がグループ企業である場合、グループ内への情報開示は必要最小限とし且つ守秘義務が適応され、その会員が守秘義務を代表する。
また情報開示するグループ企業名を事前に役員会に開示する必要がある。
 3. 前記守秘義務は、第9条、第10条の会員の資格喪失後および退会後も存続する。

第8章 その他

第33条（コンソーシアムの終了又は解散に伴う処理）

第30条（知的財産権の実施許諾）および第32条（守秘義務）については、第5条に定めるコンソーシアムの活動期間が終了後若しくはコンソーシアムの解散後、2年間は無効とする。

第34条（罰則規定）

役員会により守秘義務を怠ったと判断された会員は、要求により、直ちに開示された秘密情報の回収、保全に努めるとともに、その損害を蒙った会員に対し、損害賠償する義務がある。

役員会は必要に応じてその損害賠償のための調停を行う。

第35条（規定等）

コンソーシアムの会則の実施に関して必要な規定は、総会でこれを定める。

第36条（遡及効）

本会則の規定は2009年7月1日に遡って有効とする。

以上

(2009年7月1日 発足に伴い制定)

(2009年11月20日 改訂)

(2010年7月13日 改訂)

(2011年7月29日 改訂)

(2013年4月1日改訂)

(2015年7月28日改訂)

(2018年7月18日改訂)

(2021年7月29日改訂)

排熱発電コンソーシアム 会長 殿

住所
会社名
代表者名

㊟

入 会 申 込 書

私儀、〇〇〇〇は貴コンソーシアムの趣旨に賛同し、貴コンソーシアムへの入会を希望いたします。貴コンソーシアムに入会后、貴コンソーシアムの会則を遵守し、貴コンソーシアムの退会后若しくは解散後といえども、貴コンソーシアムの会則第32条に規定の秘密情報については、開示を受け又は知得したときから5年間その秘密性が保持される限り秘密保持の義務を負うことに同意いたします。

申込日：20 年 月 日

窓口担当者氏名： _____
住 所： _____
電話番号： _____
F A X： _____
e-mail： _____